

令和5年度
矢巾町地域防災計画
(本編新旧対照表)



令和6年2月16日

矢巾町防災会議

新旧対照表

〔白紙〕

新旧対照表目次

目次

第1章 総則

第3節の2 災害時における個人情報の取扱い	1
第4節 矢巾町防災会議	2
第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	3
第2 防災関係機関の業務の大綱	3

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	4
第2 防災知識の普及	4
第3節 防災訓練計画	4
第2 実施要領	4
第4節 避難対策計画	6
第2 避難計画の作成	6
第3 避難場所等の整備等	10
第5 避難行動要支援者名簿の作成、更新	11
第5節 要配慮者の安全確保計画	12
第2 実施要領	12
第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画	13
第2 町の役割	13
第3 町民及び事業所の役割	14
第12節 風水害予防計画	14
第2 風水害に強いまちづくり	14
第8 浸水想定区域の把握及び周知	15
第11 関係者間の密接な連携体制の構築	16
第13節 雪害予防計画	17
第3 道路交通の確保	17
第4 雪害予防の普及啓発	19
第17節 農業災害予防計画	19
第1 基本方針	19

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	21
第1	基本方針	21
第2	町の活動体制	21
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	25
第3	実施要領	25
第6節	交通確保・輸送計画	34
第3	交通確保	34
第9節	水防活動計画	35
第1	基本方針	35
第3	実施要領	35
第10節	県、市町村等応援協力計画	36
第1	基本方針	36
第11節	自衛隊災害派遣要請計画	37
第3	実施要領	37
第13節	災害救助法の適用計画	38
第3	実施要領	38
第14節	避難・救出計画	38
第3	実施要領	29
第15節	医療・保健計画	41
第5	健康管理活動の実施	41
第16節	食料・生活必需品等供給計画	41
第2	実施責任者及び担当部・課	41
第3	実施要領	41
第30節	防災ヘリコプター要請計画	43
第3	実施要領	43

第4章 特殊災害対策計画

第2節	火山災害対策計画	44
第2	岩手山の概要	44

本編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
1-1	第1節 計画の目的 〔略〕 第2節 町民の責務 〔略〕 第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係 〔略〕	第1節 計画の目的 〔略〕 第2節 町民の責務 〔略〕 第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係 〔略〕
1-2	第3節の2 災害時における個人情報の取扱い <u>町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、町が定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。</u>	第3節の2 災害時における個人情報の取扱い 1 基本方針 <u>町は、災害対応や平時の準備における個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び「矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和5年矢巾町条例第10号。以下「条例」という。)等の適切な運用等により、個人情報の適正な取り扱いを図り、町民の生命、身体及び財産の保護を最大限図る。</u> 2 町における取扱い (1) 個人情報の保有 <u>町が個人情報を保有するにあたっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限るものとし、かつ利用目的を適切に特定する。</u> (2) 保有個人情報の利用目的 ○ 町の事務を行う場合 ○ 町の事業(被災者支援を目的とするものに限る。)を行う場合で、利用にあたっては次の事項に留意する。 ・ 被災者の負担軽減を図るものであること。 ・ 被災者の生活再建に資すること。 ・ 被災者個人の権利利益を損なわないこと。 (3) 保有個人情報の利用及び提供 ○ 保有個人情報の利用・提供にあたっては、<u>法第69条第1項の規定に基づき、特定した利用目的の範囲内で運用することを原則とする。</u> ○ <u>利用目的以外の目的で利用・提供することについては、法令に基づく場合を除き、法第69条第2項各号の規定に該当する場合に限るものとする。</u> ○ <u>国、県、他の地方公共団体、矢巾町社会福祉協議会又は町における前号に掲げる以外の法人その他の団体等に対し、前号に準じて、必要に応じ保有個人情報の提供を図る。</u> (4) <u>災害対策基本法に規定される個人情報の取扱い</u>

1-3	第4節 矢巾町防災会議 1 所掌事務 〔略〕 2 組 織 矢巾町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。 この際、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を行うため、女性委員の割合を3割以上とすることを旨とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>区分</th><th>防災機関等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td><td>—</td><td>矢巾町長</td></tr> <tr> <td>1号委員</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>2号委員</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>3号委員</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>4号委員</td><td>町長部局</td><td>副町長 政策推進監 総務課長 〔新規〕 企画財政課長又はその指名する者 税務課長又はその指名する者 町民環境課長又はその指名する者 福祉課長又はその指名する者 健康長寿課長又はその</td></tr> </tbody> </table>	職名	区分	防災機関等	会長	—	矢巾町長	1号委員	〔略〕	〔略〕	2号委員	〔略〕	〔略〕	3号委員	〔略〕	〔略〕	4号委員	町長部局	副町長 政策推進監 総務課長 〔新規〕 企画財政課長又はその指名する者 税務課長又はその指名する者 町民環境課長又はその指名する者 福祉課長又はその指名する者 健康長寿課長又はその	○ <u>避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保や被災者支援を目的として規定される。</u> ○ <u>規定される内容</u> ・ <u>避難行動要支援者に関する名簿情報の利用及び提供（災害対策基本法第49条の11）</u> ・ <u>個別避難計画情報の利用及び提供（災害対策基本法第49条の15）</u> ・ <u>被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供（災害対策基本法第90条の3及び第90条の4）</u> ・ <u>被災者の安否情報の提供等において、被災者の氏名等を取り扱う業務（災害対策基本法第86条の15）</u> (5) <u>保有個人情報の管理</u> ○ <u>前各号における保有個人情報の管理は、法の規定に基づき適切に管理するものとする。</u> ○ <u>災害対策基本法に規定のないものについては、法の規定である安全管理措置（法第66条第1項及び第2項）、漏えい等報告義務（法第68条第1項及び第2項）に基づき適切に管理するものとする。</u> 第4節 矢巾町防災会議 1 所掌事務 〔略〕 2 組 織 矢巾町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。 この際、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を行うため、女性委員の割合を3割以上とすることを旨とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>区分</th><th>防災機関等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td><td>—</td><td>矢巾町長</td></tr> <tr> <td>1号委員</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>2号委員</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>3号委員</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>4号委員</td><td>町長部局</td><td>副町長 政策推進監 総務課長 <u>未来戦略課長又はその指名する者</u> 企画財政課長又はその指名する者 税務課長又はその指名する者 町民環境課長又はその指名する者 福祉課長又はその指名する者 健康長寿課長又はその</td></tr> </tbody> </table>	職名	区分	防災機関等	会長	—	矢巾町長	1号委員	〔略〕	〔略〕	2号委員	〔略〕	〔略〕	3号委員	〔略〕	〔略〕	4号委員	町長部局	副町長 政策推進監 総務課長 <u>未来戦略課長又はその指名する者</u> 企画財政課長又はその指名する者 税務課長又はその指名する者 町民環境課長又はその指名する者 福祉課長又はその指名する者 健康長寿課長又はその
職名	区分	防災機関等																																				
会長	—	矢巾町長																																				
1号委員	〔略〕	〔略〕																																				
2号委員	〔略〕	〔略〕																																				
3号委員	〔略〕	〔略〕																																				
4号委員	町長部局	副町長 政策推進監 総務課長 〔新規〕 企画財政課長又はその指名する者 税務課長又はその指名する者 町民環境課長又はその指名する者 福祉課長又はその指名する者 健康長寿課長又はその																																				
職名	区分	防災機関等																																				
会長	—	矢巾町長																																				
1号委員	〔略〕	〔略〕																																				
2号委員	〔略〕	〔略〕																																				
3号委員	〔略〕	〔略〕																																				
4号委員	町長部局	副町長 政策推進監 総務課長 <u>未来戦略課長又はその指名する者</u> 企画財政課長又はその指名する者 税務課長又はその指名する者 町民環境課長又はその指名する者 福祉課長又はその指名する者 健康長寿課長又はその																																				

1-6			指名する者 産業観光課長又はその 指名する者 道路住宅課長又はその 指名する者 文化スポーツ課長又は その指名する者			指名する者 産業観光課長又はその 指名する者 道路住宅課長又はその 指名する者 文化スポーツ課長又は その指名する者
	5号委員	〔略〕	〔略〕	5号委員	〔略〕	〔略〕
	6号委員	〔略〕	〔略〕	6号委員	〔略〕	〔略〕
	7号委員	〔略〕	〔略〕	7号委員	〔略〕	〔略〕
	8号委員	〔略〕	〔略〕	8号委員	〔略〕	〔略〕
	9号委員	〔略〕	〔略〕	9号委員	〔略〕	〔略〕
	第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱			第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱		
	第1 防災関係機関の責務 〔略〕			第1 防災関係機関の責務 〔略〕		
	第2 防災関係機関の業務の大綱 〔略〕			第2 防災関係機関の業務の大綱 〔略〕		
	1 町、消防機関 〔略〕			1 町、消防機関 〔略〕		
1-8	2 岩手県の組織の出先機関等 〔略〕			2 岩手県の組織の出先機関等 〔略〕		
	3 指定地方行政機関 〔略〕			3 指定地方行政機関 〔略〕		
	4 自衛隊 〔略〕			4 自衛隊 〔略〕		
	5 指定公共機関			5 指定公共機関		
	機関名		業務の大綱	機関名		業務の大綱
	東日本旅客鉄道(株) 矢幅駅		〔略〕	東日本旅客鉄道(株) 矢幅駅		〔略〕
	日本郵便(株) 矢幅郵便局		〔略〕	日本郵便(株) 矢幅郵便局		〔略〕
	東北電力ネットワーク (株)盛岡電力センター		〔略〕	東北電力ネットワーク (株)盛岡電力センター		〔略〕
	東日本電信電話(株) 岩手支店 NTTコミュニケ ーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)		1 電気通信設備の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 電気通信設備の復旧に関すること。	東日本電信電話(株) 岩手支店 NTTコミュニケ ーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)		1 電気通信設備の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 電気通信設備の復旧に関すること。
	1-11	第6節 町の概況			第6節 町の概況 〔略〕	
1-12	第7節 災害の発生状況 〔略〕			第7節 災害の発生状況 〔略〕		
修正理由	○ 個人情報保護法の改正に伴う修正 ○ 組織改編に伴う修正 ○ 所要の修正					

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-1	第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 防災知識の普及 1 防災知識普及計画の作成 〔略〕 2 職員に対する防災教育 〔略〕 3 住民等に対する防災知識の普及 〔略〕 4 児童、生徒等に対する教育 ○ 町は、児童及び生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員及び父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。 ○ 町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。	第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 防災知識の普及 1 防災知識普及計画の作成 〔略〕 2 職員に対する防災教育 〔略〕 3 住民等に対する防災知識の普及 〔略〕 4 児童、生徒等に対する教育 ○ 町は、児童及び生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員及び父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。 ○ 町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
2-3	〔新規〕 5 防災文化の継承 〔略〕 6 国際的な情報発信 〔略〕 7 防災と福祉の連携 〔略〕 8 専門家の活用 〔略〕	○ 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。 5 防災文化の継承 〔略〕 6 国際的な情報発信 〔略〕 7 防災と福祉の連携 〔略〕 8 専門家の活用 〔略〕
2-4	第2節 地域防災活動活性化計画 〔略〕	第2節 地域防災活動活性化計画 〔略〕
2-6	第3節 防災訓練計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 実施要領 1 実施方法 ○ 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。 ○ 訓練は、毎年1回以上、矢巾町安全・安心の日及び防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。 ○ 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づく、より実践的な内容とするよう努める。 ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確	第3節 防災訓練計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 実施要領 1 実施方法 ○ 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。 ○ 訓練は、毎年1回以上、矢巾町安全・安心の日及び防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。 ○ 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づく、より実践的な内容とするよう努める。 ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確

2-7	認、検証するため実施する。また、地震発生時の対応行動の習熟を図るため、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるよう努める。 イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。 ○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。 ア <u>通信情報連絡訓練</u> イ <u>職員非常招集訓練</u> ウ <u>自衛隊災害派遣要請訓練</u> エ 避難訓練 オ <u>消防訓練</u> カ <u>水防訓練</u> キ <u>救出・救助訓練</u> ク <u>医療救護訓練</u> ケ <u>施設復旧訓練</u> コ <u>交通規制訓練</u> 2 実施に当たって留意すべき事項 ○ 町は、訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア <u>主要防災関係機関の参加</u> <u>防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災機関の参加を得て、各種訓練を実施すること。</u> <u>特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種訓練も考慮する。</u> イ <u>地域住民等の参加促進</u> <u>訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成を図るため、地域住民の積極的な参加を得て、各種訓練を実施する。</u> ウ <u>広域的な訓練の実施</u> <u>広域応援体制の確立を図るため、隣接市町村や、町外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく、広域応援要請訓練その他の各種訓練も考慮する。</u>	認、検証するため実施する。また、地震発生時の対応行動の習熟を図るため、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるよう努める。 イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。 ○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。 ア <u>災害対策本部設置・運営訓練</u> イ <u>通信情報連絡訓練</u> ウ <u>職員非常招集訓練</u> エ 避難訓練 オ <u>避難所開設・運営訓練</u> カ <u>救出・救助訓練</u> キ <u>医療救護訓練</u> ク <u>消防訓練</u> ケ <u>水防訓練</u> コ <u>自衛隊災害派遣要請訓練</u> サ <u>要配慮者を対象とした訓練</u> シ <u>遺体対応訓練</u> ス <u>多言語対応訓練</u> セ <u>施設復旧訓練</u> ソ <u>交通規制訓練</u> 2 実施に当たって留意すべき事項 ○ 町は、訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア <u>地域の実情を踏まえた災害想定</u> <u>訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実地的な災害想定を行う。</u> イ <u>広域的な訓練の実施</u> <u>広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</u> ウ <u>地域住民、教育機関等の参加促進</u> <u>訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施</u>
-----	---	---

	エ <u>教育機関等における訓練の実施</u> <u>児童及び生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校等の参加を得て、各種訓練を実施する。</u> オ <u>要配慮者を対象とした訓練の実施</u> <u>医療施設、福祉施設等における入居者の避難誘導、防災気象情報等に基づいた周囲の方々からの避難呼びかけなど、要配慮者及びその周囲の方々を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。、要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。</u> カ <u>地域の実情を踏まえた災害想定</u> <u>訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や住民の生活様式、過去の災害履歴等を考慮し、より実際の訓練を行う。</u> キ <u>各種訓練の有機的な連携</u> <u>有事の際の実際の対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。</u> ク <u>訓練災害対策本部の設置</u> <u>町に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。</u> ケ <u>所有資機材等の活用</u> <u>訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。</u>	する。 <u>また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。</u> エ <u>主要防災関係機関の参加</u> <u>防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。</u> オ <u>各種訓練の有機的な連携</u> <u>有事の際の実際の対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。</u>
2-8	第4節 避難対策計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 避難計画の作成 1 町の避難計画 ○ 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。 [指定緊急避難場所一覧表 資料編2-4-3] [指定避難所一覧表 資料編2-4-4] ア～ケ 〔略〕 ○ 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、	第4節 避難対策計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 避難計画の作成 1 町の避難計画 ○ 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。 [指定緊急避難場所一覧表 資料編2-4-3] [指定避難所一覧表 資料編2-4-4] ア～ケ 〔略〕 ○ 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、

	複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 ○ 避難計画作成に当たっては、町の防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防署、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう、特に配慮する。 また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。	複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 ○ 避難計画作成に当たっては、町の防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防署、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険サービス事業者等、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう、特に配慮する。 また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
2-10	○ 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、矢巾町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。 ○ 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の基準の策定見直しを支援する。 ○ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。 ○ 発令基準は、次のとおりとする。	○ 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、矢巾町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。 ○ 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の基準の策定見直しを支援する。 ○ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。 ○ 発令基準は、次のとおりとする。

種別	発令基準
警戒レベル3 「高齢者等 避難」	ア 避難指示より前の気象予報・ 警報の段階から、要配慮者等が 安全に避難できるタイミング等 の早めの避難を促すための情報 提供等を行うことが適当である と判断される場合 〔新設〕 イ 北上川上流洪水予報基準水位 観測所（明治橋水位観測所）にお いて避難判断水位（2.6m）への 到達が予想される場合 ウ 岩崎川北矢幅水位観測所にお いて、避難判断水位（岩崎川上流 で1.2m、岩崎川下流で2.6mへ の到達が予想される場合 エ 次の河川で、観測水位がそれ ぞれの水位に到達し、なお水位 の上昇が予想される場合（観測 水位の計測は、橋の底板から水 面までの距離とする。） オ 大雨警報（浸水害）又は洪水警 報が発表され、水防団から避難 の必要に関する通報があった場 合 カ 大雨警報（浸水害）又は洪水警 報が発表され、浸水の発生に関 する情報が住民等から通報があ った場合 キ 大雨警報（土砂災害）が発表さ れ、かつ、土砂キキクル（大雨警 報（土砂災害）の危険度分布）で 「警戒」（赤）が出現する場合 なお、大雨注意報において、夜 間～翌日早朝に大雨警報（土砂 災害）に切り替える可能性が高 い旨に言及されている場合も発 令の判断材料とする。 ク 洪水キキクル（洪水警報の危 険度分布）で「警戒」（赤）が出 現する場合 ケ 避難情報の発令を要する強い 降雨を伴う台風等が、立退き避 難が困難となる暴風を伴い接 近・通過することが予想される 場合

種別	発令基準
警戒レベル3 「高齢者等 避難」	ア 避難指示より前の気象予報・ 警報の段階から、要配慮者等が 安全に避難できるタイミング等 の早めの避難を促すための情報 提供等を行うことが適当である と判断される場合 イ 北上川上流洪水予報の「氾濫 警戒情報」が発表された場合 ウ 北上川上流洪水予報基準水位 観測所（明治橋水位観測所）にお いて避難判断水位（2.6m）への 到達が予想される場合 エ 岩崎川北矢幅水位観測所にお いて、避難判断水位（岩崎川上流 で1.2m、岩崎川下流で2.6mへ の到達が予想される場合 オ 次の河川で、観測水位がそれ ぞれの水位に到達し、なお水位 の上昇が予想される場合（観測 水位の計測は、橋の底板から水 面までの距離とする。） カ 大雨警報（浸水害）又は洪水警 報が発表され、水防団から避難 の必要に関する通報があった場 合 キ 大雨警報（浸水害）又は洪水警 報が発表され、浸水の発生に関 する情報が住民等から通報があ った場合 ク 大雨警報（土砂災害）が発表さ れ、かつ、土砂キキクル（大雨警 報（土砂災害）の危険度分布）で 「警戒」（赤）が出現する場合 なお、大雨注意報において、夜 間～翌日早朝に大雨警報（土砂 災害）に切り替える可能性が高 い旨に言及されている場合も発 令の判断材料とする。 ケ 洪水キキクル（洪水警報の危 険度分布）で「警戒」（赤）が出 現する場合 コ 避難情報の発令を要する強い 降雨を伴う台風等が、立退き避 難が困難となる暴風を伴い接 近・通過することが予想される 場合

2-12	警戒レベル4 「避難指示」	ア 警戒レベル3「高齢者等避難」より状況が悪化し、危険な場所から全員避難を要すると判断される場合 〔新設〕 イ 北上川上流洪水予報基準水位観測所（明治橋水位観測所）において氾濫危険水位（3.0m）を超えることが予想される場合 ウ 岩崎川北矢幅水位観測所において、氾濫危険水位（岩崎川上流で1.4m、岩崎川下流で3.1mへの到達が予想される場合 エ 次の河川で、観測水位がそれぞれの水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合（観測水位の計測は、橋の底板から水面までの距離とする。） オ 堤防に異常な漏水等が発見された場合 カ 土砂災害警戒情報が発表された場合 キ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）が出現する場合 ク 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現する場合 ケ 土砂災害の前兆現象（湧き水、流水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 コ 災害（水害、土砂災害を除く。）の発生を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される場合	警戒レベル4 「避難指示」	ア 警戒レベル3「高齢者等避難」より状況が悪化し、危険な場所から全員避難を要すると判断される場合 イ 北上川上流洪水予報の「氾濫危険情報」が発表された場合 ウ 北上川上流洪水予報基準水位観測所（明治橋水位観測所）において氾濫危険水位（3.0m）を超えることが予想される場合 エ 岩崎川北矢幅水位観測所において、氾濫危険水位（岩崎川上流で1.4m、岩崎川下流で3.1mへの到達が予想される場合 オ 次の河川で、観測水位がそれぞれの水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合（観測水位の計測は、橋の底板から水面までの距離とする。） カ 堤防に異常な漏水等が発見された場合 キ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ク 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）が出現する場合 ケ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現する場合 コ 土砂災害の前兆現象（湧き水、流水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 サ 災害（水害、土砂災害を除く。）の発生を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される場合
	警戒レベル5 「緊急安全確保」	〔略〕	警戒レベル5 「緊急安全確保」	〔略〕
		○ 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。 ○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難する		
		○ 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。 ○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難する		

2-16	○ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。 ○ 町は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入対象者を特定して公示する。 ○ 町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 [指定福祉避難所 資料編2-4-5] [矢巾町避難行動要支援者の支援に関する協定書 資料編2-4-6] ○ 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。 ○ 町は、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 ○ 町は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町に設けるものとする。 2 避難道路の整備等 〔略〕 3 避難場所等の環境整備 〔略〕 第4 避難所の運営体制等の整備 〔略〕 第5 避難行動要支援者名簿の作成、更新 ○ 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 ○ 名簿に登録する対象者の範囲及び登録する情報並びに名簿の更新、提供等については、「矢巾町避難行動要支援者の名簿登録等に関する要綱」に定める。 [矢巾町避難行動要支援者の名簿登録等に関する要綱 例規編6] ○ 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 ○ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、	<u>器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> ○ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。 ○ 町は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入対象者を特定して公示する。 ○ 町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 [指定福祉避難所 資料編2-4-5] [矢巾町避難行動要支援者の支援に関する協定書 資料編2-4-6] ○ 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。 ○ 町は、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 ○ 町は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町に設けるものとする。 2 避難道路の整備等 〔略〕 3 避難場所等の環境整備 〔略〕 第4 避難所の運営体制等の整備 〔略〕 第5 避難行動要支援者名簿の作成、更新 ○ 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 ○ 名簿に登録する対象者の範囲及び登録する情報並びに名簿の更新、提供等については、「矢巾町避難行動要支援者の名簿登録等に関する要綱」に定める。 [矢巾町避難行動要支援者の名簿登録等に関する要綱 例規編6] ○ 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 ○ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、
------	---	--

	安否確認等を適切に行うため、町地域防災計画において概ね次の事項を定める。 ア 避難支援等関係者となる者 イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 エ 名簿の更新に関する事項 オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置 カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮 キ 避難支援等関係者の安全確保 2-17 ○ 町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、<u>帳</u>名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 第6 避難に関する広報 〔略〕 第7 避難訓練の実施 〔略〕	安否確認等を適切に行うため、町地域防災計画において概ね次の事項を定める。 ア 避難支援者となる者 イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 エ 名簿の更新に関する事項 オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置 カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮 キ 避難支援者の安全確保 ○ 町は、避難支援者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、<u>帳</u>名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 第6 避難に関する広報 〔略〕 第7 避難訓練の実施 〔略〕
2-18	第4節の2 通信確保計画 〔略〕	第4節の2 通信確保計画 〔略〕
2-20	第5節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 実施要領 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 〔略〕 2 災害情報等の伝達体制の整備 〔略〕 3 避難誘導 〔略〕 4 避難生活 〔略〕 5 社会福祉施設等の安全確保対策 〔略〕 6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について 〔略〕 7 外国人の安全確保対策の実施について (1) 防災教育、防災訓練の実施 ○ 防災関係機関は、県、町及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。また、町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加も呼びかける。なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけるように努める。 (2) 避難計画 ○ 町は、第2章第4節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速	第5節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 実施要領 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 〔略〕 2 災害情報等の伝達体制の整備 〔略〕 3 避難誘導 〔略〕 4 避難生活 〔略〕 5 社会福祉施設等の安全確保対策 〔略〕 6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について 〔略〕 7 外国人の安全確保対策の実施について (1) 防災教育、防災訓練の実施 ○ 防災関係機関は、県、町及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。また、町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加も呼びかける。なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけるように努める。 (2) 避難計画 ○ 町は、第2章第4節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速

	かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。 (3) 情報伝達及び案内表示板等の整備 ○ 町は、災害時において外国人が迅速、かつ、的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。 また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。 (4) 情報の提供 ○ 町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。 ○ 町は、災害時に避難所等において、災害時多言語支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとマッチング）を行うよう努める。 (5) ボランティアの育成等 ○ 町は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。 (6) 生活相談 ○ 町は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。	かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。 (3) 情報伝達及び案内表示板等の整備 ○ 町は、災害時において外国人が迅速、かつ、的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。 また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。 (4) 情報の提供 ○ 町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。 ○ 町は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとマッチング）を行うよう努める。 (5) ボランティアの育成等 ○ 町は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。 (6) 生活相談 ○ 町は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。
2-22		
2-23	第6節 孤立化対策計画 [略]	第6節 孤立化対策計画 [略]
2-25	第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 基本方針 [略] 第2 町の役割 ○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、<u>外国人</u>、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。 ○ 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。 ○ 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。 ○ 備蓄は、指定避難場所等に分散して備蓄し、	第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 基本方針 [略] 第2 町の役割 ○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、<u>宗教上等の理由により食事制限のある者</u>、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。 ○ 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。 ○ 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。 ○ 備蓄は、指定避難場所等に分散して備蓄し、

	災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。 ○ 物資の調達可能な数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。 第3 町民及び事業所の役割 1 町民の役割 ○ 各家庭において、家族3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。 【家庭における備蓄品の例】 食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯、ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等 2 事業所の役割 〔略〕	災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。 ○ 物資の調達可能な数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。 第3 町民及び事業所の役割 1 町民の役割 ○ 各家庭において、家族3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。 【家庭における備蓄品の例】 食料（アレルギー対応含む。）、飲料水、ラジオ、懐中電灯、ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、<u>下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品</u>、タオル、毛布、軍手、カセットコンロ（カセットガスを含む。）、石油ストーブ（灯油を含む。）等 2 事業所の役割 〔略〕
2-26	第7節 防災施設等整備計画 〔略〕	第7節 防災施設等整備計画 〔略〕
2-28	第8節 建築物等安全確保計画 〔略〕	第8節 建築物等安全確保計画 〔略〕
2-32	第9節 交通施設安全確保計画 〔略〕	第9節 交通施設安全確保計画 〔略〕
2-33	第10節 ライフライン施設等安全確保計画 〔略〕	第10節 ライフライン施設等安全確保計画 〔略〕
2-35	第11節 危険物等施設安全確保計画 〔略〕	第11節 危険物等施設安全確保計画 〔略〕
2-37	第12節 風水害予防計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 風水害に強いまちづくり ○ 町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 ○ 県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。 ○ 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト	第12節 風水害予防計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 風水害に強いまちづくり ○ 町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 ○ 県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。 ○ 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト

	ト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 ○ 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 ○ <u>河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、既存ダム等の事前放流等により洪水調節機能強化を推進するものとする。</u> 第3 河川の状況 [略] 第4 河川改修事業 [略] 第5 砂防事業 [略] 第6 農地防災事業 [略] 第7 施設の管理 [略] 2-38 第8 浸水想定区域の把握及び周知 ○ 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。 ○ 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の雨量により洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。 ○ 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定情報を提供するように努める。 ○ 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。 ○ 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。	ト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 ○ 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 [削除] 第3 河川の状況 [略] 第4 河川改修事業 [略] 第5 砂防事業 [略] 第6 農地防災事業 [略] 第7 施設の管理 [略] 第8 浸水想定区域の把握及び周知 ○ 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。 ○ 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の雨量により洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。 ○ 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定情報を提供するように努める。 ○ 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。 ○ 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
--	--	---

2-40	○ 町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、矢巾町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定める。 ○ 町は、矢巾町地域防災計画において、浸水想定区域にある要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等伝達方法について定める。 [浸水想定区域内の福祉施設等の状況 資料編2-12-3] ○ 町は、矢巾町地域防災計画に<u>定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。</u> ○ 町は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認められたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。 ○ 町は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認められたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。 第9 風害予防の普及啓発 〔略〕 第10 タイムライン（防災行動計画）の把握及び周知 〔略〕 第11 関係者間の密接な連携体制の構築 ○ 水災については、<u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川</u>	○ 町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、矢巾町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定める。 ○ 町は、矢巾町地域防災計画において、浸水想定区域にある要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等伝達方法について定める。 [浸水想定区域内の福祉施設等の状況 資料編2-12-3] ○ 町は、矢巾町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。 ○ 町は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認められたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。 第9 風害予防の普及啓発 〔略〕 第10 タイムライン（防災行動計画）の把握及び周知 〔略〕 第11 関係者間の密接な連携体制の構築 ○ 水災については、<u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活</u>
------	---	---

2-41

管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。

〔新規〕

第13節 雪害予防計画

第1 基本方針 〔略〕

第2 雪崩防止対策 〔略〕

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

○ 各実施機関は、次により除雪を行い、主要路線の交通を確保する。

実施機関	調査対象
矢巾町	1 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの 2 町道に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	国道4号線
県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道

○ 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検及び除雪要員の確保等を図る。
〔除雪機械設備状況 資料編2-13-2〕

○ 国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。

○ 集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

○ 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地

2-42

用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

○ 町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第13節 雪害予防計画

第1 基本方針 〔略〕

第2 雪崩防止対策 〔略〕

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

○ 各実施機関は、次により除雪を行い、主要路線の交通を確保する。

実施機関	調査対象
矢巾町	1 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの 2 町道に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	国道4号線
県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道

○ 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検及び除雪要員の確保等を図る。
〔除雪機械設備状況 資料編2-13-2〕

○ 国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。

○ 集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

○ 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地

域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国土交通省及び地方公共団体は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。 ○ 町は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。 ○ 町は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。 ○ 町は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。 ○ 町は、関係機関と連携し、大雪等の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。 ○ 町は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表をするものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。 [新規] [新規] 2 凍雪害防止対策 ○ 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、視線誘導標の設置や消雪施設の管理に万全を期す。 ○ 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故防を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。 3 除雪作業開始時期	域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国土交通省及び地方公共団体は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。 ○ 町は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。 ○ 町は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。 ○ 町は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。 ○ 町は、関係機関と連携し、大雪等の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。 ○ 町は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表をするものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。 ○ 町は、<u>地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。</u> ○ 町は、<u>車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。</u> 2 凍雪害防止対策 ○ 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、視線誘導標の設置や消雪施設の管理に万全を期す。 ○ 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。 3 除雪作業開始時期
--	---

2-43	○ 除雪作業の開始は、次のとおり実施するものとする。 ア 指定観測点の降雪の深さが 10cm 以上に達する場合及び委託業者の車庫付近の降雪の深さが 10cm 以下であっても風速 15 ㉫以上の場合 イ 風等により、吹き溜り等が生じ、車両の通行が停止又は困難となったとき ウ その他の状況又は必要に応じて実施する。 〔新規〕	○ 除雪作業の開始は、次のとおり実施するものとする。 ア 指定観測点の降雪の深さが 10cm 以上に達する場合及び委託業者の車庫付近の降雪の深さが 10cm 以下であっても風速 15 ㉫以上の場合 イ 風等により、吹き溜り等が生じ、車両の通行が停止又は困難となったとき ウ その他の状況又は必要に応じて実施する。 第 4 雪害予防の普及啓発 ○ 町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、<u>除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</u>
2-44	第 14 節 土砂災害予防計画	第 14 節 土砂災害予防計画
2-48	第 1 ～第 6 〔略〕 第 7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統 ○ 県及び町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。 【土砂災害発生時における報告系統図】	第 1 ～第 6 〔略〕 第 7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統 ○ 県及び町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。 【土砂災害発生時における報告系統図】
2-49	第 15 節 火災予防計画 〔略〕	第 15 節 火災予防計画 〔略〕
2-53	第 16 節 林野火災予防計画 〔略〕	第 16 節 林野火災予防計画 〔略〕
2-55	第 17 節 農業災害予防計画 第 1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の<u>長期</u>予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。 第 2 予防対策 〔略〕	第 17 節 農業災害予防計画 第 1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の<u>季節</u>予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。 第 2 予防対策 〔略〕
2-56	第 3 病虫害防除の計画 〔略〕	第 3 病虫害防除の計画 〔略〕

本編・新旧対照表

2-57	第 18 節 防災ボランティア育成計画〔略〕	第 18 節 防災ボランティア育成計画〔略〕
2-59	第 19 節 事業等継続対策計画〔略〕	第 19 節 事業等継続対策計画〔略〕
修正 理由	☐ 県地域防災計画との整合化に伴う修正 ☐ 施策の進展に伴う修正 ☐ 組織改編に係る修正 ☐ 所要の修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
3-1	第1節 活動体制計画 第1 基本方針 1 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>災害応急対応が困難になる事象をいう。</u>）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速、かつ、的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について、計画を定める。 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。 3 災害応急対策の総合的、かつ、円滑な実施を図るため、県及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣するなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。 また、相互支援体制や連帯体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。 〔災害時における地図製品等の提供に関する協定書 資料編3-1-1〕 6 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。 第2 町の活動体制 町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、矢巾町災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）又は矢巾町災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。 〔災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書 資料編3-1-2〕 〔災害時における支援協力に関する協定 資料編3-1-3〕 〔災害時における物資の供給に関する協定書	第1節 活動体制計画 第1 基本方針 1 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。</u>）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速、かつ、的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について、計画を定める。 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。 3 災害応急対策の総合的、かつ、円滑な実施を図るため、県及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣するなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。 また、相互支援体制や連帯体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。 〔災害時における地図製品等の提供に関する協定書 資料編3-1-1〕 6 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。 第2 町の活動体制 町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、矢巾町災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）又は矢巾町災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。 〔災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書 資料編3-1-2〕 〔災害時における支援協力に関する協定 資料編3-1-3〕 〔災害時における物資の供給に関する協定書

3-2

資料編 3-1-4]

〔災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書 資料編 3-1-5〕

〔緊急時における飲料提供ベンダー使用に関する協定書 資料編 3-1-6〕

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、「矢巾町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。〔矢巾町災害警戒本部設置要領 例規編 3〕

(1) 設置基準 〔略〕

(2) 組織 〔略〕

(3) 分掌事務 〔略〕

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

課	担当内容
総務課	〔略〕
〔新規〕	〔新規〕
企画財政課	〔略〕
税務課・出納室	〔略〕
町民環境課	〔略〕
福祉課	〔略〕
健康長寿課	〔略〕
産業観光課	〔略〕
道路住宅課	〔略〕
文化スポーツ課	〔略〕
上下水道課	〔略〕
議会事務局	〔略〕
学校教育課	〔略〕
子ども課	〔略〕
農業委員会事務局	〔略〕
学校給食共同調理場	〔略〕
環境施設組合	〔略〕
その他本部長が必要と認める課等	〔略〕

(5) 廃止基準 〔略〕

2 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

また、本部長は必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

〔矢巾町災害対策本部条例 例規編 2〕

(1) 設置基準 〔略〕

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

3-3

資料編 3-1-4]

〔災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書 資料編 3-1-5〕

〔緊急時における飲料提供ベンダー使用に関する協定書 資料編 3-1-6〕

1 災害警戒本部 〔略〕

災害警戒本部は、「矢巾町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。〔矢巾町災害警戒本部設置要領 例規編 3〕

(1) 設置基準 〔略〕

(2) 組織 〔略〕

(3) 分掌事務 〔略〕

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

課	担当内容
総務課	〔略〕
未来戦略課	総務課と連携した情報収集、伝達に関すること。
企画財政課	〔略〕
税務課・出納室	〔略〕
町民環境課	〔略〕
福祉課	〔略〕
健康長寿課	〔略〕
産業観光課	〔略〕
道路住宅課	〔略〕
文化スポーツ課	〔略〕
上下水道課	〔略〕
議会事務局	〔略〕
学校教育課	〔略〕
子ども課	〔略〕
農業委員会事務局	〔略〕
学校給食共同調理場	〔略〕
環境施設組合	〔略〕
その他本部長が必要と認める課等	〔略〕

(5) 廃止基準 〔略〕

2 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

また、本部長は必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

〔矢巾町災害対策本部条例 例規編 2〕

(1) 設置基準 〔略〕

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

3-4

資料編 3-1-4]

〔災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書 資料編 3-1-5〕

〔緊急時における飲料提供ベンダー使用に関する協定書 資料編 3-1-6〕

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、「矢巾町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。〔矢巾町災害警戒本部設置要領 例規編 3〕

(1) 設置基準 〔略〕

(2) 組織 〔略〕

(3) 分掌事務 〔略〕

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

課	担当内容
総務課	〔略〕
〔新規〕	〔新規〕
企画財政課	〔略〕
税務課・出納室	〔略〕
町民環境課	〔略〕
福祉課	〔略〕
健康長寿課	〔略〕
産業観光課	〔略〕
道路住宅課	〔略〕
文化スポーツ課	〔略〕
上下水道課	〔略〕
議会事務局	〔略〕
学校教育課	〔略〕
子ども課	〔略〕
農業委員会事務局	〔略〕
学校給食共同調理場	〔略〕
環境施設組合	〔略〕
その他本部長が必要と認める課等	〔略〕

(5) 廃止基準 〔略〕

2 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

また、本部長は必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

〔矢巾町災害対策本部条例 例規編 2〕

(1) 設置基準 〔略〕

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

3-5

資料編 3-1-4]

〔災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書 資料編 3-1-5〕

〔緊急時における飲料提供ベンダー使用に関する協定書 資料編 3-1-6〕

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、「矢巾町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。〔矢巾町災害警戒本部設置要領 例規編 3〕

(1) 設置基準 〔略〕

(2) 組織 〔略〕

(3) 分掌事務 〔略〕

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

課	担当内容
総務課	〔略〕
未来戦略課	総務課と連携した情報収集、伝達に関すること。
企画財政課	〔略〕
税務課・出納室	〔略〕
町民環境課	〔略〕
福祉課	〔略〕
健康長寿課	〔略〕
産業観光課	〔略〕
道路住宅課	〔略〕
文化スポーツ課	〔略〕
上下水道課	〔略〕
議会事務局	〔略〕
学校教育課	〔略〕
子ども課	〔略〕
農業委員会事務局	〔略〕
学校給食共同調理場	〔略〕
環境施設組合	〔略〕
その他本部長が必要と認める課等	〔略〕

(5) 廃止基準 〔略〕

2 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

また、本部長は必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

〔矢巾町災害対策本部条例 例規編 2〕

(1) 設置基準 〔略〕

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

本部長
(町長)

副本部長
(副町長)
(教育長)

〔略〕

本部員

- ・政策推進監
- ・総務課長
- ・企画財政課長
- ・税務課長
- ・町民環境課長
- ・福祉課長
- ・健康長寿課長
- ・産業観光課長
- ・道路住宅課長
- ・文化スポーツ課長
- ・出納室長
- ・議会事務局長
- ・学校教育課長
- ・子ども課長
- ・学校給食共同調理場所長
- ・農業委員会事務局長
- ・上下水道課長

本部長
(町長)

副本部長
(副町長)
(教育長)

〔略〕

本部員

- ・政策推進監兼未来戦略課長
- ・総務課長
- ・企画財政課長
- ・税務課長
- ・町民環境課長
- ・福祉課長
- ・健康長寿課長
- ・産業観光課長
- ・道路住宅課長
- ・文化スポーツ課長
- ・出納室長
- ・議会事務局長
- ・学校教育課長
- ・子ども課長
- ・学校給食共同調理場所長
- ・農業委員会事務局長
- ・上下水道課長

(備考) 〔略〕

部名	部長	副本部長	部員
総務	総務課長	〔新規〕 企画財政課長 税務課長 出納室長 議会事務局長 総務課長補佐 企画財政課長補佐 税務課長補佐 出納室長補佐	総務課員 企画財政課員 税務課員 出納室員 議会事務局員
住民	〔略〕	〔略〕	〔略〕
保健福祉	〔略〕	〔略〕	〔略〕
産業振興	〔略〕	〔略〕	〔略〕
建設	〔略〕	〔略〕	〔略〕
教育	〔略〕	〔略〕	〔略〕
上下水道	〔略〕	〔略〕	〔略〕

ア～カ 〔略〕

(3) 分掌事務

(備考) 〔略〕

部名	部長	副本部長	部員
総務	総務課長	政策補推進監 兼未来戦略課長 企画財政課長 税務課長 出納室長 議会事務局長 総務課長補佐 企画財政課長補佐 税務課長補佐 出納室長補佐	総務課員 未来戦略課員 企画財政課員 税務課員 出納室員 議会事務局員
住民	〔略〕	〔略〕	〔略〕
保健福祉	〔略〕	〔略〕	〔略〕
産業振興	〔略〕	〔略〕	〔略〕
建設	〔略〕	〔略〕	〔略〕
教育	〔略〕	〔略〕	〔略〕
上下水道	〔略〕	〔略〕	〔略〕

ア～カ 〔略〕

(3) 分掌事務

3-9

ア～カ 〔略〕
(3) 分掌事務

ア～カ 〔略〕
(3) 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次のとおりである。			災害対策本部の分掌事務は、次のとおりである。		
部	課	分掌事務	部	課	分掌事務
総務	総務課	〔略〕	総務	総務課	〔略〕
	〔新規〕	〔新規〕		未来戦略課	<u>1 町の政策に関すること。</u> <u>2 都市計画、市街化区域及び市街化調整区域に関すること。</u> <u>3 開発行為及び土地地区画整理事業に関すること。</u> <u>4 企業等の誘致に関すること。</u> <u>5 他課等に対する応援に関すること。</u>
	企画財政課	〔略〕		企画財政課	〔略〕
	税務課	〔略〕		税務課	〔略〕
	出納室	〔略〕		出納室	〔略〕
	議会事務局	〔略〕		議会事務局	〔略〕
住民	町民環境課	〔略〕	住民	町民環境課	〔略〕
保健福祉	福祉課	〔略〕	保健福祉	福祉課	〔略〕
	健康長寿課	〔略〕		健康長寿課	〔略〕
産業振興	産業観光課 農業委員会事務局	〔略〕	産業振興	産業観光課 農業委員会事務局	〔略〕
建設	道路住宅課	〔略〕	建設	道路住宅課	〔略〕
教育	学校教育課 子ども課 学校給食共同調理場	〔略〕	教育	学校教育課 子ども課 学校給食共同調理場	〔略〕
	文化スポーツ課	〔略〕		文化スポーツ課	〔略〕
上下水道	上下水道課	〔略〕	上下水道	上下水道課	〔略〕
(4) 活動マニュアルの作成 〔略〕			(4) 活動マニュアルの作成 〔略〕		
(5) 廃止基準 〔略〕			(5) 廃止基準 〔略〕		

3-16	第3 職員の動員配備体制 〔略〕 第4 防災関係機関と連携した活動体制 〔略〕 第5 防災関係機関の活動体制 〔略〕	第3 職員の動員配備体制 〔略〕 第4 防災関係機関と連携した活動体制 〔略〕 第5 防災関係機関の活動体制 〔略〕																																
3-19	第1節の2 広域防災拠点活動計画 〔略〕	第1節の2 広域防災拠点活動計画 〔略〕																																
3-22	第2節 気象予報・警報等の伝達計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 実施責任者及び部・課 〔略〕 第3 実施要領 1 気象予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。 イ 情報の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">気象に関する情報</td><td>早期注意情報（警報級の可能性）</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>気象情報</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>顕著な大雨に関する気象情報</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報（備考1）</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table> 備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、<u>大雨注意報</u>などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。		種類	内容	気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	〔略〕	気象情報	〔略〕	顕著な大雨に関する気象情報	〔略〕	記録的短時間大雨情報	〔略〕	土砂災害警戒情報（備考1）	〔略〕	竜巻注意情報	〔略〕	第2節 気象予報・警報等の伝達計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 実施責任者及び部・課 〔略〕 第3 実施要領 1 気象予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。 イ 情報の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">気象に関する情報</td><td>早期注意情報（警報級の可能性）</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>気象情報</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>顕著な大雨に関する気象情報</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報（備考1）</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table> 備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。		種類	内容	気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	〔略〕	気象情報	〔略〕	顕著な大雨に関する気象情報	〔略〕	記録的短時間大雨情報	〔略〕	土砂災害警戒情報（備考1）	〔略〕	竜巻注意情報	〔略〕
	種類	内容																																
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	〔略〕																																
	気象情報	〔略〕																																
	顕著な大雨に関する気象情報	〔略〕																																
	記録的短時間大雨情報	〔略〕																																
	土砂災害警戒情報（備考1）	〔略〕																																
	竜巻注意情報	〔略〕																																
	種類	内容																																
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	〔略〕																																
	気象情報	〔略〕																																
	顕著な大雨に関する気象情報	〔略〕																																
	記録的短時間大雨情報	〔略〕																																
	土砂災害警戒情報（備考1）	〔略〕																																
	竜巻注意情報	〔略〕																																

3-24	ウ 注意報の種類と発表基準			ウ 注意報の種類と発表基準	
	種類	発表基準		種類	
3-26	気象注意報	風雪注意報	〔略〕	気象注意報	風雪注意報
		強風注意報	〔略〕		強風注意報
		大雨注意報	〔略〕		大雨注意報
		大雪注意報	〔略〕		大雪注意報
		濃霧注意報	〔略〕		濃霧注意報
		雷注意報	〔略〕		雷注意報
		乾燥注意報	〔略〕		乾燥注意報
	気象注意報	霜注意報	〔略〕	気象注意報	霜注意報
		低温注意報	〔略〕		低温注意報
		着雪注意報	〔略〕		着雪注意報
		着氷注意報	〔略〕		着氷注意報
		なだれ注意報	〔略〕		なだれ注意報
		融雪注意報	〔略〕		融雪注意報
	洪水注意報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ○ 流域雨量指数基準 (注1、注3) 大白沢川流域=4.9 太田川流域=7.2 岩崎川流域=4.9、 芋沢川流域=2.9 向田川流域=2.7 ○ 複合基準(注2、注3) 北上川流域=(5, <u>56.7</u>) 大白沢川流域=(6, <u>4.9</u>) 〔新規〕 芋沢川流域=(6, 2.3) 向田川流域=(6, 2.2) ○ 指定河川洪水予報による基準 北上川上流〔明治橋〕 (注1) 〔略〕 (注2) 〔略〕		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ○ 流域雨量指数基準 (注1、注3) 大白沢川流域=4.8 太田川流域=7.2 岩崎川流域=4.9、 芋沢川流域=3 向田川流域=2.8 ○ 複合基準(注2、注3) 北上川流域=(5, <u>55.6</u>) 大白沢川流域=(6, <u>4.8</u>) 岩崎川流域=(6, 4.9) 芋沢川流域=(6, 2.3) 向田川流域=(6, 2.2) ○ 指定河川洪水予報による基準 北上川上流〔明治橋〕 (注1) 〔略〕 (注2) 〔略〕

3-27

		(注3) 〔略〕
地面現象注意報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合	
浸水注意報 (備考1)	〔略〕	

備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認める場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

	種類	発表基準
気 象 注 意 報	暴風警報	〔略〕
	暴風雪警報	〔略〕
	大雨警報	〔略〕
	大雪警報	〔略〕
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○ 流域雨量指数基準（注1、注3） 大白沢川流域＝6.2、 太田川流域＝9.1、 岩崎川流域＝6.1、 芋沢川流域＝3.7、 向田川流域＝3.4 ○ 複合基準（注2、注3） 大白沢川流域＝（6, 5.6）、 岩崎川流域＝（6, 6.1）、 芋沢川流域＝（6, 3.3） ○ 指定河川洪水予報による基準 北上川上流〔明治橋〕

		(注3) 〔略〕
土砂崩れ注意報 (備考1)	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合	
浸水注意報 (備考1)	〔略〕	

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認める場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

	種類	発表基準
気 象 注 意 報	暴風警報	〔略〕
	暴風雪警報	〔略〕
	大雨警報	〔略〕
	大雪警報	〔略〕
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○ 流域雨量指数基準（注1、注3） 大白沢川流域＝6.1、 太田川流域＝9.1、 岩崎川流域＝6.1、 芋沢川流域＝3.8、 向田川流域＝3.6 ○ 複合基準（注2、注3） 大白沢川流域＝（6, 5.6）、 岩崎川流域＝（6, 6.1）、 芋沢川流域＝（6, 3.3） ○ 指定河川洪水予報による基準 北上川上流〔明治橋〕

3-28			(注1)～(注3) [略]			(注1)～(注3) [略]
		地面現象警報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合		土砂崩れ警報 (備考1)	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
		浸水警報 (備考1)	[略]		浸水警報 (備考1)	[略]
	備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。			備考1 土砂崩れ警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。		
	2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認める場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。			2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認める場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。		
	3 キキクル（警報の危険度分布）等の種類と概要は次のとおりである。			3 キキクル（警報の危険度分布）等の種類と概要は次のとおりである。		
	種類		概要	種類		概要
	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布		[略]	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布		[略]
	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ○〔削除〕 ○〔削除〕

3-30

		相当 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当		○〔削除〕
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	〔略〕	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	〔略〕
	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分毎に更新している。 水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。	流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分毎に更新している。 水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

オ 特別警報の種類と発表基準

種類		発表基準
気象 注 意 報	暴風特別警報	〔略〕
	暴風雪特別警報	〔略〕
	大雨特別警報	〔略〕
	大雪特別警報	〔略〕
地面現象特別警報（備考1）		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された

オ 特別警報の種類と発表基準

種類		発表基準
気象 注 意 報	暴風特別警報	〔略〕
	暴風雪特別警報	〔略〕
	大雨特別警報	〔略〕
	大雪特別警報	〔略〕
土砂崩れ特別警報（備考1）		大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予

3-31

	ときに発表する。 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合			想されたときに発表する。 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																		
備考 1	地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。 2 発表の判断にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。		備考 1	地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。 2 発表の判断にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。																		
カ	地震動の警報及び地震情報の種類		カ	地震動の警報及び地震情報の種類																		
(ア)	緊急地震速報（警報） ○ 気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上が予想される地域又は長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 ○ 震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。		(ア)	緊急地震速報（警報） ○ 気象庁は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）経路による防災行政無線等を通じて住民に伝達される。 ○ 震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。																		
(イ)	地震情報の種類と内容		(イ)	地震情報の種類と内容																		
	<table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td><td>内容</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度 3 以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)</td><td>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr></table>	種類	発表基準	内容	震度速報	〔略〕	〔略〕	震源に関する情報	震度 3 以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。			<table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td><td>内容</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>震源・震度情報</td><td>・震度 1 以上・大津波警報・津波警報・注意報発表又は海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地名を登</td></tr></table>	種類	発表基準	内容	震度速報	〔略〕	〔略〕	震源・震度情報	・震度 1 以上・大津波警報・津波警報・注意報発表又は海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地名を登
種類	発表基準	内容																				
震度速報	〔略〕	〔略〕																				
震源に関する情報	震度 3 以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																				
種類	発表基準	内容																				
震度速報	〔略〕	〔略〕																				
震源・震度情報	・震度 1 以上・大津波警報・津波警報・注意報発表又は海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地名を登																				

3-32						表。
	震源・震度に関する情報	〔略〕	〔略〕	震源・震度に関する情報	〔略〕	〔略〕
	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の地震情報（地震回数に関する情報）」で発表。	〔削除〕 震源・震度情報に統合	〔削除〕	〔削除〕
	推計震度分布図	〔略〕	〔略〕	推計震度分布図	〔略〕	〔略〕
	遠地地震に関する情報	国外で発表した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性が	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発表した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性があ	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※

3-33

	ある地域で規模の大きな地震を観測した場合	
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
その他の情報	〔略〕	〔略〕

(ウ) 地震活動に関する解説情報等

○ 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内容
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び週間地震概況	〔略〕

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容
〔略〕

ク その他 〔略〕

(2) 伝達系統 〔略〕

(3) 伝達機関等の責務 〔略〕

(4) 町の措置 〔略〕

(5) 防災関係機関の措置 〔略〕

	る地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。
その他の情報	〔略〕	〔略〕

(ウ) 地震活動に関する解説情報等

○ 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内容
地震解説資料	津波警報（大津波警報、津波警報及び津波注意報を指す。以下同じ。）等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び週間地震概況	〔略〕

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容
〔略〕

ク その他 〔略〕

(2) 伝達系統 〔略〕

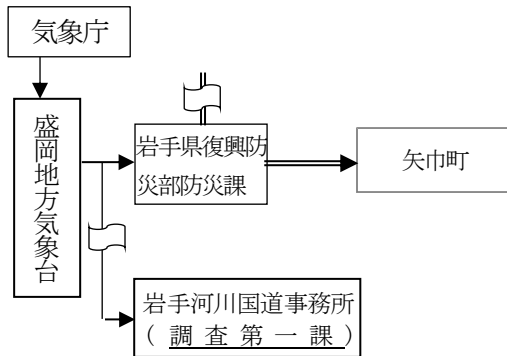
(3) 伝達機関等の責務 〔略〕

(4) 町の措置 〔略〕

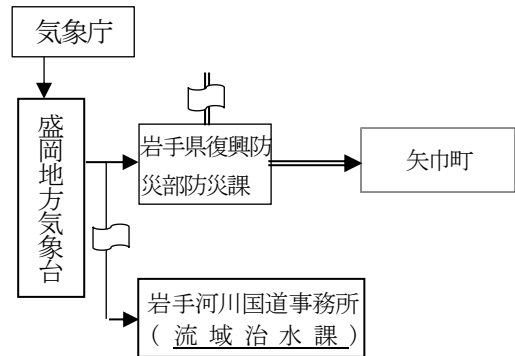
(5) 防災関係機関の措置 〔略〕

3-38

別図1 気象予報・警報、地震情報及び火災警報伝達系統図

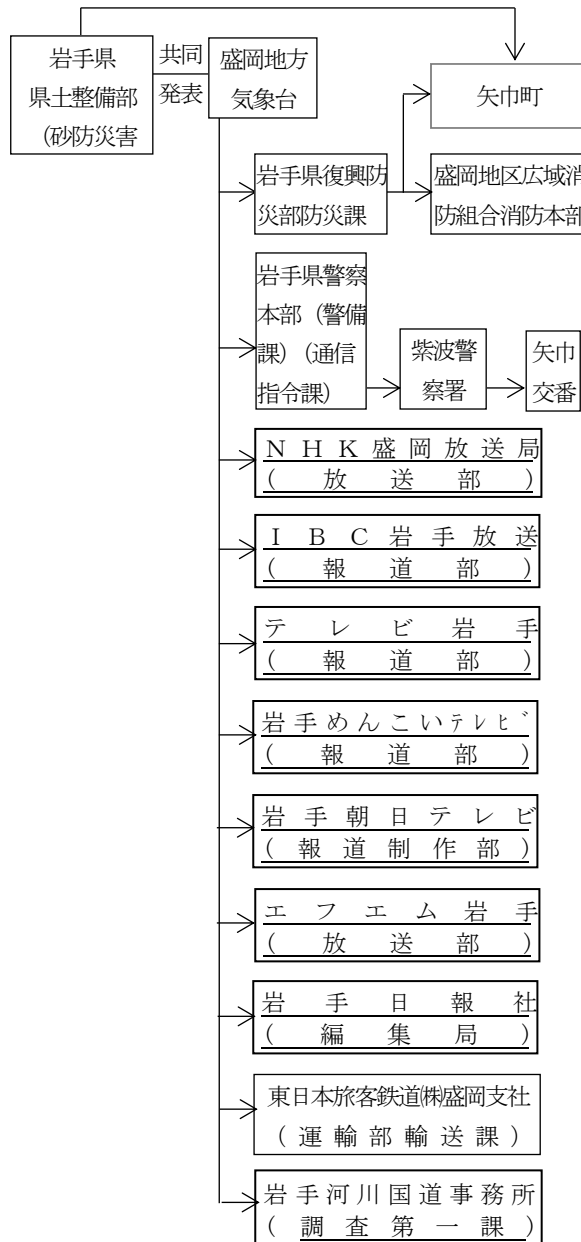


別図1 気象予報・警報、地震情報及び火災警報伝達系統図

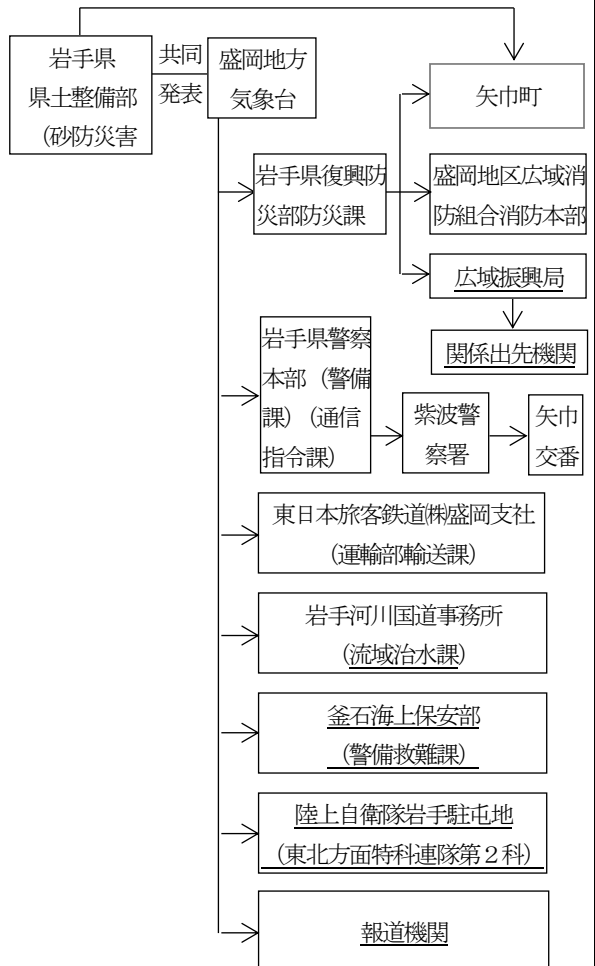


3-39

別図2 土砂災害警戒情報伝達系統図



別図2 土砂災害警戒情報伝達系統図



3-40	別図3 北上川上流洪水予報伝達系統図 別図4 北上川上流水防警報伝達系統図	別図3 北上川上流洪水予報伝達系統図 別図4 北上川上流水防警報伝達系統図
3-42	別図5 〔略〕	別図5 〔略〕
3-43	別図6 気象予警報通知計画（勤務時間内）〔新規〕	別図6 気象予警報通知計画（勤務時間内）表内に「政策推進監及び未来戦略課長」欄を追記
3-44	別図7 気象予警報通知計画（勤務時間外）〔新規〕	別図7 気象予警報通知計画（勤務時間外）表内に「政策推進監及び未来戦略課長」欄を追記
	2 異常現象発生時の通報 〔略〕	2 異常現象発生時の通報 〔略〕
3-48	第3節 通信情報計画 〔略〕	第3節 通信情報計画 〔略〕
3-51	第4節 情報の収集・伝達計画 〔略〕	第4節 情報の収集・伝達計画 〔略〕
3-62	第5節 広報広聴計画 〔略〕	第5節 広報広聴計画 〔略〕
3-66	第6節 交通確保・輸送計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 実施責任者及び担当部・課 〔略〕 第3 交通確保 1 情報連絡体制の確立 〔略〕 2 防災拠点等の指定 ○ 本部長は、災害応急対策を迅速、かつ、効果	第6節 交通確保・輸送計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 実施責任者及び担当部・課 〔略〕 第3 交通確保 1 情報連絡体制の確立 〔略〕 2 防災拠点等の指定 ○ 本部長は、災害応急対策を迅速、かつ、効果

3-67	的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積・輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下この節及び第21節において「防災拠点等」という。）を定める。 ○ 本部長が指定する防災拠点等は次のとおりとする。 ア 防災拠点 町庁舎、矢巾町防災コミュニティセンター イ 輸送拠点 岩手流通センター ウ 交通拠点 矢巾スマートインターチェンジ 3 緊急輸送道路の指定 ○ 本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。 ○ 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。 ア 県内の他市町村を結ぶ一般国道及び主要地方道を中心とする幹線道路 イ 防災拠点等へのアクセス道路 ウ 上記道路の代替道路 4 道路啓開等 〔略〕 5 交通規制 〔略〕 6 災害時における車両の移動 〔略〕 第4 緊急輸送 〔略〕	的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積・輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下この節及び第21節において「防災拠点等」という。）を定める。 ○ 本部長が指定する防災拠点等は次のとおりとする。 ア 防災拠点 町庁舎、矢巾町防災コミュニティセンター イ 輸送拠点 岩手流通センター ウ 交通拠点 <u>(ア) 矢巾スマートインターチェンジ</u> <u>(イ) 重要物流道路及び代替・補完路が連結する道路</u> 3 緊急輸送道路の指定 ○ 本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。 ○ 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。 ア 県内の他市町村を結ぶ一般国道及び主要地方道を中心とする幹線道路 イ 防災拠点等へのアクセス道路 ウ <u>重要物流道路及び代替・補完路が連結する道路</u> <u>エ 上記道路の代替道路</u> 4 道路啓開等 〔略〕 5 交通規制 〔略〕 6 災害時における車両の移動 〔略〕 第4 緊急輸送 〔略〕
3-74	第7節 公安警備計画 〔略〕	第7節 公安警備計画 〔略〕
3-76	第8節 消防活動計画 〔略〕	第8節 消防活動計画 〔略〕
3-81	第9節 水防活動計画 第1 基本方針 1 洪水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害の軽減を図る。 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。 第2 実施責任者及び担当部・課 〔略〕	第9節 水防活動計画 第1 基本方針 1 <u>洪水・内水</u>による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害の軽減を図る。 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。 第2 実施責任者及び担当部・課 〔略〕

3-82	第3 実施要領 1 大雨又は洪水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく、「矢巾町水防計画」に定めるところにより実施する。 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。 (1) 小河川の永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。 (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。 (3) アンダーパスの安全は、道路管理機関、警察機関及び消防機関が連携して、巡視等により確保する。 3 本部長は、大雨又は洪水、若しくは上流からの出水が予想され、危険地域住民を避難させる必要があるときは、第14節「避難・救出計画」に基づき実施するものとする。 第10節 県、市町村等応援協力計画 第1 基本方針 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。 2 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ、応援部隊の活動拠点を確保、訓練の実施など、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。 3 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。 また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。 4 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。	第3 実施要領 1 洪水・内水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく、「矢巾町水防計画」に定めるところにより実施する。 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。 (1) 小河川の永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。 (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。 (3) アンダーパスの安全は、道路管理機関、警察機関及び消防機関が連携して、巡視等により確保する。 3 本部長は、大雨又は洪水、若しくは上流からの出水が予想され、危険地域住民を避難させる必要があるときは、第14節「避難・救出計画」に基づき実施するものとする。 第10節 県、市町村等応援協力計画 第1 基本方針 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。 2 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ、応援部隊の活動拠点を確保、訓練の実施など、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。 3 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。 また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。 4 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
------	--	---

	は譲与			は譲与		
	危険物の保安及び除去	〔略〕	〔略〕	危険物の保安及び除去	〔略〕	〔略〕
	その他	〔略〕	〔略〕	その他	〔略〕	〔略〕
3-95	4 災害派遣の要請手続	〔略〕		4 災害派遣の要請手続	〔略〕	
	5 災害派遣部隊の受入れ	〔略〕		5 災害派遣部隊の受入れ	〔略〕	
	6 災害派遣に伴う経費の負担	〔略〕		6 災害派遣に伴う経費の負担	〔略〕	
3-99	第 12 節 防災ボランティア活動計画	〔略〕		第 12 節 防災ボランティア活動計画	〔略〕	
3-108	第 13 節 災害救助法の適用計画			第 13 節 災害救助法の適用計画		
	第 1 基本方針	〔略〕		第 1 基本方針	〔略〕	
	第 2 実施責任者及び担当部・課	〔略〕		第 2 実施責任者及び担当部・課	〔略〕	
	第 3 実施要領			第 3 実施要領		
	1 法適用の基準			1 法適用の基準	(本項では災害救助法第 2 条第 1 項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。)	
	○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき実施する。			○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき実施する。		
	ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下本節中「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する。			ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下本節中「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する。		
	(市町村人口は、平成 27 年国勢調査に基づく)			(市町村人口は、令和 2 年国勢調査に基づく)		
	イ～ウ	〔略〕		イ～ウ	〔略〕	
3-108	2 法適用の手続	〔略〕		2 法適用の手続	〔略〕	
	第 4 救助の実施	〔略〕		第 4 救助の実施	〔略〕	
	第 5 救助の種類、程度、期間等	〔略〕		第 5 救助の種類、程度、期間等	〔略〕	
	第 14 節 避難・救出計画			第 14 節 避難・救出計画		
	第 1 基本方針	〔略〕		第 1 基本方針	〔略〕	
	第 2 実施責任者及び担当部・課	〔略〕		第 2 実施責任者及び担当部・課	〔略〕	
	第 3 実施要領			第 3 実施要領		
	1 避難指示等			1 避難指示等		
	(1) 避難指示等の実施及び報告	〔略〕		(1) 避難指示等の実施及び報告	〔略〕	
	(2) 避難指示等の内容	〔略〕		(2) 避難指示等の内容	〔略〕	
	(3) 避難指示等の周知	〔略〕		(3) 避難指示等の周知	〔略〕	
	(4) 避難の方法	〔略〕		(4) 避難の方法	〔略〕	
	(5) 避難の誘導	〔略〕		(5) 避難の誘導	〔略〕	
	(6) 避難者の確認等	〔略〕		(6) 避難者の確認等	〔略〕	
	(7) 避難道路の確保	〔略〕		(7) 避難道路の確保	〔略〕	
	(8) 避難支援従事者の安全確保			(8) 避難支援者の安全確保		
	○ 本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。			○ 本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。		
	2 警戒区域の設定	〔略〕		2 警戒区域の設定	〔略〕	
	3 救出	〔略〕		3 救出	〔略〕	

3-117	4 避難場所の開放 [略] 5 指定避難所の設置、運営 (1) 指定避難所の設置 [略] (2) 指定避難所の運営 ○ 本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の開設及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、本部長は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのソーシャルディスタンス確保を講じるなど、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 (注) 岩手県災害派遣福祉チームは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等福祉専門職で一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、災害救助法が適用となる程度の大規模災害発生時に4～6人程度で1チームを組織し、災害時に指定避難所等において支援活動を行うこととしている。なお、チームは本部長からの要請や被災状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたときに活動することとしている。 ○ 本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等を参考とし、必要な措置を講じる。 ○ 本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。 ○ 本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有するNPO等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。 ○ 本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。 ○ 本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。 - ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成 - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体	4 避難場所の開放 [略] 5 指定避難所の設置、運営 (1) 指定避難所の設置 [略] (2) 指定避難所の運営 ○ 本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の開設及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、本部長は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのソーシャルディスタンス確保を講じるなど、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 (注) 岩手県災害派遣福祉チームは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等福祉専門職で一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、災害救助法が適用となる程度の大規模災害発生時に4～6人程度で1チームを組織し、災害時に指定避難所等において支援活動を行うこととしている。なお、チームは本部長からの要請や被災状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたときに活動することとしている。 ○ 本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等を参考とし、必要な措置を講じる。 ○ 本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。 ○ 本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有するNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。 ○ 本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。 ○ 本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。 - ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成 - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体
-------	--	---

3- 118 3- 127	制の整備 ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備 エ ホームヘルパー等による介護の実施 オ 保健衛生の確保 カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保 キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮 ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用 [災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書（ルートインジャパン株式会社）資料編3-14-1] ○ 本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて、他の避難者の同意を得よう努める。 ○ 本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、教育の支障とならないよう、校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。 ○ 本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等を含むすべての避難者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 (3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等 [略] (4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置 [略] 6 帰宅困難者対策 [略] 7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援 [略] 8 広域避難 [略] 9 広域一時滞在 [略] 10 住民等に対する情報等の提供体制 ○ 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。 ○ 県及び市は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 ○ 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危険を	制の整備 ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備 エ ホームヘルパー等による介護の実施 オ 保健衛生の確保 カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保 キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮 ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用 [災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書（ルートインジャパン株式会社）資料編3-14-1] ○ 本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて、他の避難者の同意を得よう努める。 ○ 本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、教育の支障とならないよう、校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。 ○ 本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等を含むすべての避難者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 (3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等 [略] (4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置 [略] 6 帰宅困難者対策 [略] 7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援 [略] 8 広域避難 [略] 9 広域一時滞在 [略] 10 住民等に対する情報等の提供体制 ○ 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。 ○ 県及び市は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 ○ 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危険を
---	---	---

3-128

3-132

3-136

受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

○ 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易、かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

〔新規〕

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針 〔略〕

第2 実施期間（責任者） 〔略〕

第3 初動医療体制 〔略〕

第4 傷病者の搬送体制 〔略〕

第5 健康管理活動の実施

○ 本部長は、被災者の災害による精神的、身体的ダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、健康管理活動班を編成し、健康管理活動を行う。

医療機関等名	1 個班編成基準
町 1 機関	保健師 1 名 看護師 1 名 栄養士 1 名 合 計 3 名
病 院 3 機関	
一般診療所 1 7 機関	
歯科診療所 1 4 機関	
合 計 3 5 機関	

第16節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針 〔略〕

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担当業務
本部長	〔略〕

〔町本部の担当〕

実施責任者	課	担当業務
総務部	総務課	〔略〕
	出納室	〔略〕
保健福祉部	福祉課	障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん要請
	〔新規〕	〔新規〕
産業振興部	産業観光課	〔略〕

第3 実施要領

1 物資の支給対象者 〔略〕

受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

○ 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易、かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

○ 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針 〔略〕

第2 実施期間（責任者） 〔略〕

第3 初動医療体制 〔略〕

第4 傷病者の搬送体制 〔略〕

第5 健康管理活動の実施

○ 本部長は、被災者の災害による精神的、身体的ダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、健康管理活動班を編成し、健康管理活動を行う。

医療機関等名	1 個班編成基準
町 1 機関	保健師 1 名 看護師 1 名 <u>管理栄養士（栄養士）</u> 1 名 合 計 3 名
病 院 3 機関	
一般診療所 1 7 機関	
歯科診療所 1 4 機関	
合 計 3 5 機関	

第16節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針 〔略〕

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担当業務
本部長	〔略〕

〔町本部の担当〕

実施責任者	課	担当業務
総務部	総務課	〔略〕
	出納室	〔略〕
保健福祉部	福祉課	障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん要請
	<u>健康長寿課</u>	<u>要配慮者に対する特殊栄養食品、食物アレルギー対応食品等の調達及びあっせん</u>
産業振興部	産業観光課	〔略〕

第3 実施要領

1 物資の支給対象者 〔略〕

3-137	2 物資の種類 ○ 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。 [支給物資の種類、支給基準数量等 資料編3-16-1] ○ 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。 ○ 避難が長期化する場合にあつては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。 ○ 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。 ○ 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、乳児用品、女性用品等の態様に応じた物質の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。 第17節 [削除] 第18節 給水計画 [略] 第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 [略] 第20節 感染症予防計画 [略] 第21節 廃棄物処理・障害物除去計画 [略] 第22節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画 [略] 第23節 応急対策要員確保計画 [略] 第24節 文教対策計画 [略] 第25節 農畜産物応急対策計画 [略] 第26節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 [略] 第27節 ライフライン施設応急対策計画 [略]	2 物資の種類 ○ 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。 [支給物資の種類、支給基準数量等 資料編3-16-1] ○ 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。 ○ 避難が長期化する場合にあつては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。 ○ 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、<u>宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。</u> <u>なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</u> ○ 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、乳児用品、女性用品等の態様に応じた物質の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。 第17節 [削除] 第18節 給水計画 [略] 第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 [略] 第20節 感染症予防計画 [略] 第21節 廃棄物処理・障害物除去計画 [略] 第22節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画 [略] 第23節 応急対策要員確保計画 [略] 第24節 文教対策計画 [略] 第25節 農畜産物応急対策計画 [略] 第26節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 [略] 第27節 ライフライン施設応急対策計画 [略]
-------	---	--

3- 191	第 28 節 危険物等施設応急対策計画 〔略〕 第 29 節 林野火災応急対策計画 〔略〕 第 30 節 防災ヘリコプター要請計画 第 1 基本方針 〔略〕 第 2 実施責任者及び担当部・課 〔略〕 第 3 実施要領 1 活動体制 〔略〕 2 活動要件 〔略〕 3 活動内容 ○ 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。 <table><tr><td>災害応急 対策活動</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>消火活動</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>救助活動</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>救急活動</td><td>ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合</td></tr></table>	災害応急 対策活動	〔略〕	消火活動	〔略〕	救助活動	〔略〕	救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合	第 28 節 危険物等施設応急対策計画 〔略〕 第 29 節 林野火災応急対策計画 〔略〕 第 30 節 防災ヘリコプター要請計画 第 1 基本方針 〔略〕 第 2 実施責任者及び担当部・課 〔略〕 第 3 実施要領 1 活動体制 〔略〕 2 活動要件 〔略〕 3 活動内容 ○ 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。 <table><tr><td>災害応急 対策活動</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>消火活動</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>救助活動</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>救急活動</td><td>ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合</td></tr></table>	災害応急 対策活動	〔略〕	消火活動	〔略〕	救助活動	〔略〕	救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
	災害応急 対策活動	〔略〕																
消火活動	〔略〕																	
救助活動	〔略〕																	
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合																	
災害応急 対策活動	〔略〕																	
消火活動	〔略〕																	
救助活動	〔略〕																	
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合																	
3- 193	4 応援要請 〔略〕 5 受入体制 ○ 本部長は、応援要請を行った場合は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。 <table><tr><td>ア 飛行場外離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、<u>空中消火基地の確保。</u> エ その他必要な事項</td></tr></table> 〔ヘリポート及び補給基地 資料編 3-8-2〕 〔ヘリポートの設置基準 資料編 3-8-3〕	ア 飛行場外離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、 <u>空中消火基地の確保。</u> エ その他必要な事項	4 応援要請 〔略〕 5 受入体制 ○ 本部長は、応援要請を行った場合は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。 <table><tr><td>ア 飛行場外離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項</td></tr></table> 〔ヘリポート及び補給基地 資料編 3-8-2〕 〔ヘリポートの設置基準 資料編 3-8-3〕	ア 飛行場外離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項														
ア 飛行場外離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、 <u>空中消火基地の確保。</u> エ その他必要な事項																		
ア 飛行場外離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項																		
修正理由	○ 組織改編に伴う修正 ○ 県地域防災計画との整合化に伴う修正 ○ 所要の修正																	

本編 第4章 特殊災害対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																		
4-1	第1節 地震災害対策計画 〔略〕 第1－2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画 〔略〕 第2節 火山災害対策計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 岩手山の概要 本町に影響を与える火山は、岩手山である。岩手山は、測地学審議会の分類では、「活動的火山及び潜在的爆発活力を有する火山」とされている。 1 岩手山の状況 〔略〕 2 予想される火山災害（岩手山） 岩手山の火山活動に伴い、予想される噴火規模及び現象は、次のとおりである。（岩手山火山防災マップ（平成31年改訂）による。） (1) 噴火規模・態様 〔略〕 (2) 火山噴火の現象 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>降下火砕物 (火山灰)</th><th>噴石～火山泥流</th></tr> <tr> <td>西岩手</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>東岩手</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </table> (注1) 火砕流とは、火山灰、火山れき及び岩塊などが、火山ガス及び空気とともに、流動状態になって斜面を移動する現象である。 (注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として、高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。 (注3) 土石流とは、土砂や岩屑などが、水とともに、高速度で流下する現象である。 (注4) 火山泥流とは、高温の火山の噴出物とその熱により、大量の雪や氷が溶け、水とでできる泥流である。 3 火山活動の記録 〔略〕 第3 町の活動体制 〔略〕	区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石～火山泥流	西岩手	〔略〕	〔略〕	東岩手	〔略〕	〔略〕	第1節 地震災害対策計画 〔略〕 第1－2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画 〔略〕 第2節 火山災害対策計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 岩手山の概要 本町に影響を与える火山は、岩手山である。岩手山は、測地学審議会の分類では、「活動的火山及び潜在的爆発活力を有する火山」とされている。 1 岩手山の状況 〔略〕 2 予想される火山災害（岩手山） 岩手山の火山活動に伴い、予想される噴火規模及び現象は、次のとおりである。（岩手山火山防災マップ（平成31年改訂）による。） (1) 噴火規模・態様 〔略〕 (2) 火山噴火の現象 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>降下火砕物 (火山灰)</th><th>噴石～火山泥流</th></tr> <tr> <td>西岩手</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>東岩手</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </table> (注1) 火砕流とは、火山灰、火山れき及び岩塊などが、火山ガス及び空気とともに、流動状態になって斜面を移動する現象である。 (注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として、高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。 (注3) 土石流とは、土砂や岩屑などが、水とともに、高速度で流下する現象である。 (注4) 融雪型火山泥流とは、高温の火山の噴出物とその熱により、大量の雪や氷が溶け、水とでできる泥流である。 3 火山活動の記録 〔略〕 第3 町の活動体制 〔略〕	区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石～火山泥流	西岩手	〔略〕	〔略〕	東岩手	〔略〕	〔略〕
区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石～火山泥流																		
西岩手	〔略〕	〔略〕																		
東岩手	〔略〕	〔略〕																		
区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石～火山泥流																		
西岩手	〔略〕	〔略〕																		
東岩手	〔略〕	〔略〕																		
4-14	第3節 原子力災害対策計画 〔略〕	第3節 原子力災害対策計画 〔略〕																		
修正理由	○ 県地域防災計画との整合化に伴う修正 ○ 所要の修正																			

本編 第5章 災害復旧・復興対策計画 〔略〕